

税源移譲のシミュレーション  
—消費税移譲の自治体財政への影響の分析—

宮崎雅人



文部科学大臣認定 共同利用・共同研究拠点

関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

The Research Institute for Socionetwork Strategies,  
Kansai University

Joint Usage / Research Center, MEXT, Japan

Suita, Osaka, 564-8680, Japan

URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/riss/index.html>

e-mail: [riss@ml.kandai.jp](mailto:riss@ml.kandai.jp)

tel: 06-6368-1228

fax: 06-6330-3304



税源移譲のシミュレーション  
—消費税移譲の自治体財政への影響の分析—

宮崎雅人



文部科学大臣認定 共同利用・共同研究拠点

関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

The Research Institute for Socionetwork Strategies,  
Kansai University

Joint Usage / Research Center, MEXT, Japan

Suita, Osaka, 564-8680, Japan

URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/riss/index.html>

e-mail: [riss@ml.kandai.jp](mailto:riss@ml.kandai.jp)

tel: 06-6368-1228

fax. 06-6330-3304



# 税源移譲のシミュレーション

## ー消費税移譲の自治体財政への影響の分析ー\*

宮崎雅人†

埼玉大学経済学部・専任講師

### 概要

本稿においては消費税の税源移譲が自治体財政に与える影響をシミュレーションによって定量的に明らかにした。先行シミュレーションと同様に、税収の地域偏在度の低い消費税の税源移譲によって税収全体の地域偏在度が緩和されることが明らかになった。さらに、財政力の弱い地方自治体ほど税収に占める地方消費税の割合が上昇することが明らかになった。これらの結果から、消費税の税源移譲は地方自治体間の税収格差の是正のみならず、特に財政力の弱い地方自治体の税収の安定化をもたらす政策であると評価することができる。

**Keywords:** 地方消費税、税源移譲、地域間格差

---

\* 本研究は、平成 20 年度ー21 年度文部科学省「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」および平成 22 年度「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」による委託を受けて行った研究成果である。

† ソシオネットワーク戦略研究機構 機構研究員（公募）

E-mail: miyazaki@mail.saitama-u.ac.jp

# A Simulation Analysis on the Effects of Transferring Consumption Tax Bases to Local Government Finance<sup>\*</sup>

Masato MIYAZAKI<sup>†</sup>

Lecturer, Department of Economics, Saitama University

## Abstract

This paper simulates the effects of transferring consumption tax bases from the national to regional level to examine a quantitative tax effect on the fiscal conditions of local governments. Similar to previous studies, this study clarifies how consumption taxes showing less intra-regional disparity in tax revenues may be transferred from national to local governments to reduce the intra-regional fiscal gap of the total tax revenue among local governments more than the present Japanese local consumption tax system reduces this gap. This study also shows that the weaker the local government's finances become, the higher the tax ratio surges. The transfer of excise tax resources from national to local governments contributes not only to narrowing the intra-regional disparity, but also to stabilizing the tax revenue of local governments, which are in particular suffering from financial difficulties.

Keywords : Local Consumption Tax, Transferring Tax Bases, Regional Differential

---

<sup>\*</sup> This work was supported by "a Promotion Project for Joint Research between the Humanities and Social Science" from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), 2008 - 2009 and "a Promotion Project for Distinctive Joint Research" from MEXT, 2010 - .

<sup>†</sup> Researcher (Open Recruitment), The Research Institute for Socionetwork Strategies, Kansai University

E-mail: miyazaki@mail.saitama-u.ac.jp

## 1 はじめに

これまで日本の地方財政における問題のひとつとして「行政任務の課税権との非対応」が指摘されてきた。この非対応とは地方自治体に事務権限つまり行政任務を多く配分しながら、それに対応した課税権を設定しないことを言う。日本においては行政任務が中央政府と地方自治体に4対6の割合で配分されている。しかし、税源配分では国税と地方税が6対4に逆転して配分されている。これを解消するために基幹税である所得税と消費税を地方へ移譲すべきであるとして、国から地方への税源移譲が唱えられ、三位一体改革の中で所得税から住民税への税源移譲が実現した。しかし、消費税の税源移譲は実現に至っていない。

そこで、本稿においては消費税の税源移譲が自治体財政に与える影響をシミュレーションによって定量的に明らかにする。本稿の構成は次の通りである。まず2において税源移譲および税源交換に関する先行シミュレーションを概観する。3において本稿におけるシミュレーションの前提と方法を確認する。4においてはその効果について検証する。そして、5においてはシミュレーションの条件について一部変更を行い、税源移譲の効果についてさらに検証する。

## 2 先行シミュレーション

税源移譲に関する先行シミュレーションはすでに数多く存在する。これらのシミュレーションを整理したものが表1である。

先行研究を整理すれば次の通りとなる。税源移譲・交換税目および移譲形態という点においては、所得税から個人住民税への税源移譲が行われた三位一体改革の影響を分析したものと、消費税から地方消費税への税源移譲、法人住民税と消費税あるいは所得税の税源交換の影響を分析したものに分けられる。シミュレーションの範囲という点においては、地方税のみを分析対象としたもの、地方交付税・国庫支出金・地方債への影響についても分析したもの、さらには国の財政あるいは国と地方の財政収支への影響をも分析したものに分けられる。シミュレーションの対象という点においては、全都道府県・市町村について分析したもの、都道府県単位で集計した市町村について分析したもの、特定の都道府県・市町村について分析したものに分けられる。

先行研究の整理から、本稿においては税源移譲が都道府県および市町村財政に与える影響をより幅広く観察するため、地方税のみならず国庫補助負担金や地方交付税を含めた歳入全体についてもシミュレーションの範囲とする<sup>1</sup>。

先行研究においてシミュレーションの範囲を国庫補助負担金や地方交付税にまで広げた

---

<sup>1</sup> なお、地方交付税に関するデータは特別区を分割することができないため、合算して一団  
体として扱う。

ものについては、地方自治体の歳出削減を前提としている。また、「基本方針 2003」において示された「8割・10割ルール」、すなわち、「税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する」というルールを適用しているものもある。この結果、一部の地方自治体の財政にとっては厳しい内容となっている。

表 1 主要先行研究一覧

	移譲・交換税目 および移譲形態	シミュレーショ の範囲	シミュレーショ の対象	移譲規模
岡本・吉村(2002)	(C)	(c)および(d)	(1)および(2)	6.8 兆円
鷺見・中村・中澤(2004)	(A)および(B)	(a)	(5)	3 兆円
兼村(2004)	(A)	(a)	(5)	2.9 兆円
木村・吉田・橋本(2004)	(C)	(b)および(d)	(1)および(2)	3 兆円
栗田(2004)	(A)および(B)	(c)	(5)	3.2 兆円
神野(2004)	(C)および(D)	(a)	(1)および(3)	6.7 兆円
林・吉田・木村・小川(2004)	(A)	(b)および(d)	(1)および(2)	3 兆円
森・平岡(2004)	(A)	(c)	(1)および(5)	3.1 兆円
内藤・沖(2005)	(B), (C), (D)	(a)	(1)および(3)	6.3 兆円
吉田・木村(2005)	(C)	(b)および(d)	(1)および(2)	6.2 兆円, 7.7 兆円
中澤(2007)	(A)	(a)	(2)	3 兆円
拙稿(2008)	(D)	(b)	(1)および(2)	—

注：

税源移譲・交換税目および移譲形態：(A)；個人住民税所得割 10%比例税率化による 3 兆円の税源移譲（三位一体改革）(B)；(A)とは異なる移譲形態による所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲 (C)；(A)に加え、消費税から地方消費税への税源移譲 (D)；税源交換

シミュレーションの範囲：(a)；地方税のみ (b)；(a)に加え、地方交付税、国庫補助負担金 (c)；(b)に加え、地方債 (d)；国の財政あるいは国と地方の財政収支への影響

シミュレーションの対象：(1)；全都道府県 (2)；全市町村 (3)；都道府県単位集計市町村 (4)；特定都道府県 (5)；特定市町村

### 3 シミュレーションの前提と方法

#### (1) 税源移譲の内容

本稿における税源移譲の概要は次の通りである。消費税から地方消費税に税率 1.5%分の約 3.9 兆円を移譲する。この結果、消費税・地方消費税の配分は表 2 のようになる。税源移譲後の消費税と地方消費税の比率は 4：1 から 1：1 となる。

表 2 消費税・地方消費税の配分の変化

	平成 19 年度決算		税源移譲後	
	実額 (億円)	比率 (%)	実額 (億円)	比率 (%)
消費税	102,719	80.0	64,199	50.0
地方消費税	25,692	20.0	64,212	50.0
合計	128,411	100.0	128,411	100.0

出所：平成 17 年度決算の数値については、

総務省(2009)『国税・地方税の税収内訳 (平成 19 年度決算額)』より作成

### (2) 国庫補助負担金・地方交付税削減の内容

次に国庫補助負担金と地方交付税の削減について述べる。地方財政全体で歳入中立とするため、税源移譲額＝国庫補助負担金削減額＋地方交付税削減額となるようにする。

地方交付税削減額は消費税の税源移譲額に交付税率を乗じた額、すなわち、交付税特別会計に充当される交付税原資の減少額とする。したがって、消費税移譲額約 3.9 兆円に 29.5% を乗じた約 1.2 兆円が地方交付税削減額となる。地方交付税削減額のうち普通交付税削減額は地方交付税削減額の 94%、特別交付税削減額は残りの 6% とする。

国庫補助負担金削減額は税源移譲額から地方交付税削減額を差し引いた額とする。この結果、約 2.7 兆円の国庫補助負担金の削減されることになる。

### (3) シミュレーションの方法

さて、本稿におけるシミュレーションの算定式は次の通りである。使用するデータは『平成 19 年度都道府県決算状況調』および『平成 19 年度市町村別決算状況調』の数値を用いた。

シミュレーションにおける歳入 (都道府県)

＝平成 19 年度歳入＋消費税移譲額－国庫補助負担金削減額－平成 19 年度普通交付税額＋シミュレーションにおける普通交付税額

シミュレーションにおける歳入 (市区町村)

＝平成 19 年度歳入＋消費税移譲額－国庫補助負担金削減額－平成 19 年度普通交付税額＋シミュレーションにおける普通交付税額

消費税移譲額 (都道府県)

＝消費税移譲総額の半額 ×  $\frac{\text{各都道府県の地方消費税額}}{\text{都道府県地方消費税総額}}$

消費税移譲額（市区町村）

$$= \text{消費税移譲総額の半額} \times \frac{\text{各市区町村の地方消費税交付金額}}{\text{市区町村地方消費税交付金総額}}$$

とする。消費税移譲額は各自治体の消費税のシェアによって按分する。

次に、シミュレーションにおける普通交付税額である。普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額と基準財政収入額とを次のように算定する。

シミュレーションにおける普通交付税額

$$= \text{シミュレーションにおける基準財政需要額} - \text{シミュレーションにおける基準財政収入額}$$

シミュレーションにおける基準財政需要額

$$= (\text{平成 19 年度基準財政需要額} + \text{国庫補助負担金削減額}) \times (\text{調整係数})$$

シミュレーションにおける基準財政収入額

$$= \text{平成 19 年度基準財政収入額} + \text{消費税移譲額}$$

シミュレーションにおける都道府県および市区町村の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたもの（負の値となった場合については0とする）の総額から現行普通交付税額の総額を差し引いた額が普通交付税額の削減額に一致するように、調整係数を乗じて基準財政需要額を調整する。このようにして算定された基準財政需要額から基準財政収入額を差し引き、差額が0より大であればその額がシミュレーションにおける普通交付税額となる。

さらに、国庫補助負担金の削減額は、約 2.7 兆円の国庫補助負担金削減総額を普通建設事業費支出金総額で除し、その比率を各地方自治体の普通建設事業費支出金に乗じて算定する。三位一体改革においてはどの国庫補助負担金を削減するかが大きな問題となったが、本稿においては普通建設事業費支出金を削減することとする。

国庫補助負担金削減額

$$= \text{普通建設事業費支出金} \times \frac{\text{国庫補助負担金削減総額}}{\text{普通建設事業費支出金総額}}$$

#### 4 シミュレーション結果

(1) 歳入内訳と不交付団体数の変化

これらの算定式に基づいて税源移譲を行った場合、地方財政全体の歳入内訳は表 3 のよ

うに変化する。また、不交付団体数の変化は表4のようになる。なお、平成19年度の市区町村における不交付団体は『平成19年度市町村別決算状況調』において普通交付税額が0である市区町村としている。この表より都道府県においては不交付団体が2団体増加し（神奈川県および愛知県）、市区町村においては93団体増加することを読み取ることができる。

表3 税源移譲による地方財政全体の歳入内訳の変化

(単位：億円)

	税源移譲による 地方税の変化	国庫補助負担金 削減額	普通交付税 削減額	特別交付税 削減額
都道府県	19,260	-18,037	1,408	-87
市区町村	19,260	-9,119	-12,090	-595
合計	38,519	-27,156	-10,681	-682

表4 不交付団体数の変化

(単位：団体数)

	平成19年度	税源移譲後
都道府県	1	3
市区町村	154	247

## (2) 個別地方自治体の税収・歳入の変化

次に、個別地方自治体の税収・歳入の変化についても示しておきたい。表5は都道府県別の税収および歳入の変化について示したものである。税源移譲によって全ての都道府県において税収が増加するが、歳入は不交付団体である東京都、神奈川県、愛知県を除いて減少する。

表6において市町村における税収・歳入の変化について、財政力指数段階別の平均値を示した<sup>2</sup>。この表より税源移譲によって財政力指数の低い市町村においても市町村税収の平均値が上昇すること、財政力指数が0.9以上1.2未満の市と町において歳入の平均値が他に比べて上昇することを読み取ることができる。一方、財政力指数が0.9未満の市町村においては歳入の平均値が減少、すなわち、平均的には歳入が減少する。

さらに、税源移譲による税収構造の変化についても触れておきたい。税源移譲によって税収に占める地方消費税の割合が上昇することは当然のことであるが、その割合の上昇の程度は地方自治体の財政力によって異なった傾向が見られる。図1は都道府県税収に占める地方消費税の割合と財政力指数の関係、図2は市町村税収に占める地方消費税の割合と財政力指数の関係を示したものである<sup>3</sup>。これらの図表より、税源移譲によって財政力指数

<sup>2</sup> 特別区を除く。

<sup>3</sup> 特別区を除く。

の低い地方自治体ほど税収に占める地方消費税の割合が上昇する傾向にあることを読み取ることができる。

表 5 都道府県別税収・歳入の変化

(単位:億円)

都道府県名	都道府県税			歳入		
	平成 19 年度	税源移譲後	増減	平成 19 年度	税源移譲後	増減
北海道	6,483	7,386	903	25,533	25,495	-38
青森県	1,554	1,766	212	7,096	7,085	-12
岩手県	1,439	1,636	196	6,818	6,807	-11
宮城県	2,954	3,310	356	7,799	7,788	-12
秋田県	1,141	1,303	162	6,137	6,127	-10
山形県	1,273	1,445	172	5,662	5,650	-11
福島県	2,640	2,936	296	8,269	8,251	-18
茨城県	4,297	4,726	429	10,182	10,168	-14
栃木県	3,010	3,311	301	7,513	7,503	-10
群馬県	2,779	3,081	302	7,685	7,675	-10
埼玉県	8,674	9,558	884	15,457	15,439	-18
千葉県	7,840	8,669	828	14,543	14,524	-19
東京都	54,973	57,496	2,524	71,436	73,128	1,692
神奈川県	12,812	14,073	1,261	17,777	18,562	785
新潟県	2,984	3,341	358	13,350	13,327	-23
富山県	1,511	1,677	166	5,150	5,141	-8
石川県	1,642	1,820	178	6,017	6,007	-10
福井県	1,233	1,356	123	4,643	4,635	-8
山梨県	1,246	1,381	136	4,590	4,582	-7
長野県	2,825	3,169	344	8,376	8,363	-13
岐阜県	2,790	3,098	307	7,667	7,656	-11
静岡県	5,982	6,577	595	11,227	11,212	-15
愛知県	14,143	15,298	1,155	22,073	22,716	644
三重県	2,761	3,017	256	6,726	6,699	-27
滋賀県	2,027	2,203	176	4,895	4,887	-8
京都府	3,593	3,994	401	8,258	8,250	-7
大阪府	13,425	14,826	1,401	27,779	27,759	-20
兵庫県	7,181	7,959	778	19,957	19,929	-27
奈良県	1,472	1,635	163	4,550	4,542	-8

和歌山県	1,072	1,206	134	5,053	5,045	-8
鳥取県	617	707	90	3,445	3,437	-8
島根県	774	881	107	5,251	5,242	-8
岡山県	2,552	2,825	273	7,380	7,373	-8
広島県	3,928	4,346	418	9,464	9,449	-15
山口県	1,950	2,157	208	6,947	6,937	-11
徳島県	934	1,047	113	4,904	4,893	-10
香川県	1,327	1,487	159	4,373	4,365	-8
愛媛県	1,697	1,900	203	5,998	5,988	-10
高知県	744	857	114	4,289	4,281	-8
福岡県	6,225	6,971	745	14,847	14,826	-21
佐賀県	955	1,075	120	4,124	4,117	-8
長崎県	1,302	1,510	208	6,710	6,695	-15
熊本県	1,922	2,188	266	7,484	7,472	-12
大分県	1,333	1,513	180	5,807	5,797	-10
宮崎県	1,125	1,286	162	5,459	5,450	-10
鹿児島県	1,651	1,891	240	7,990	7,974	-16
沖縄県	1,148	1,305	157	5,768	5,756	-13

表 6 市町村における財政力指数段階別税収・歳入の変化（平均値）

（単位：億円，団体数）

財政力指数	市町村税		歳入		団体数
	平成 19 年度	税源移譲後	平成 19 年度	税源移譲後	
1.2 以上	167	179	266	271	69
1.1 以上 1.2 未満	228	246	386	394	39
1.0－1.1	477	514	856	875	59
0.9－1.0	375	405	736	744	85
0.8－0.9	229	250	484	480	117
0.7－0.8	187	205	441	436	152
0.6－0.7	128	141	354	348	155
0.5－0.6	63	70	210	203	210
0.4－0.5	38	43	156	150	213
0.3－0.4	22	25	120	114	230
0.2－0.3	10	11	74	71	274
0.2 未満	3	4	37	37	190

図 1 都道府県税収に占める地方消費税の割合と財政力指数の関係

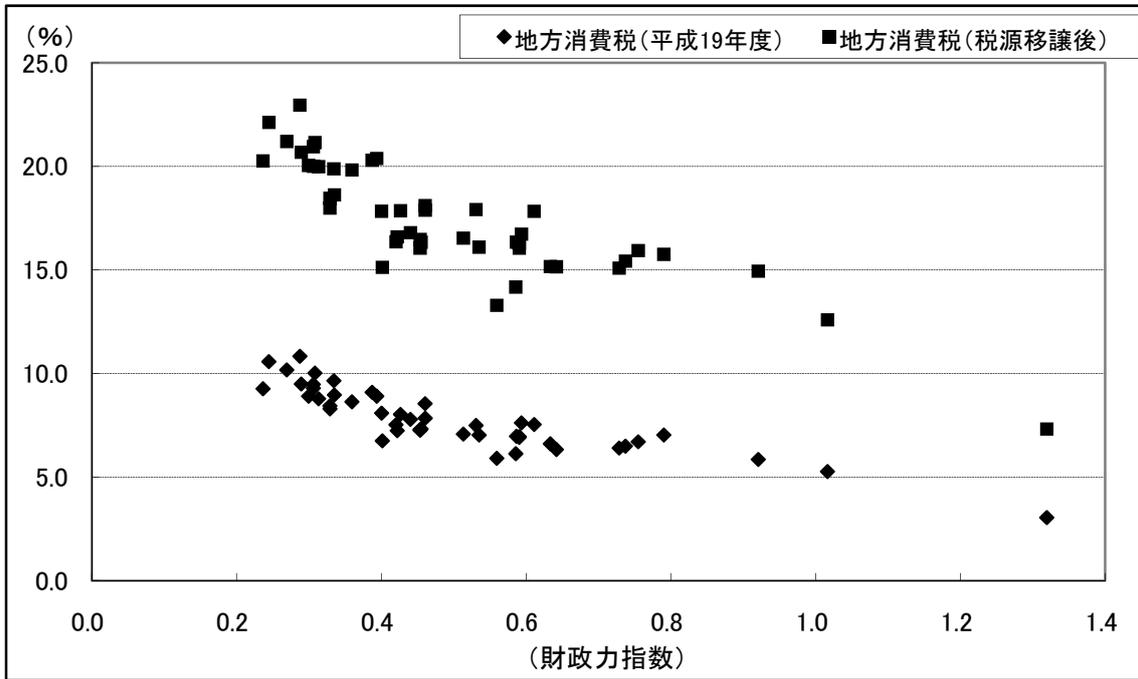
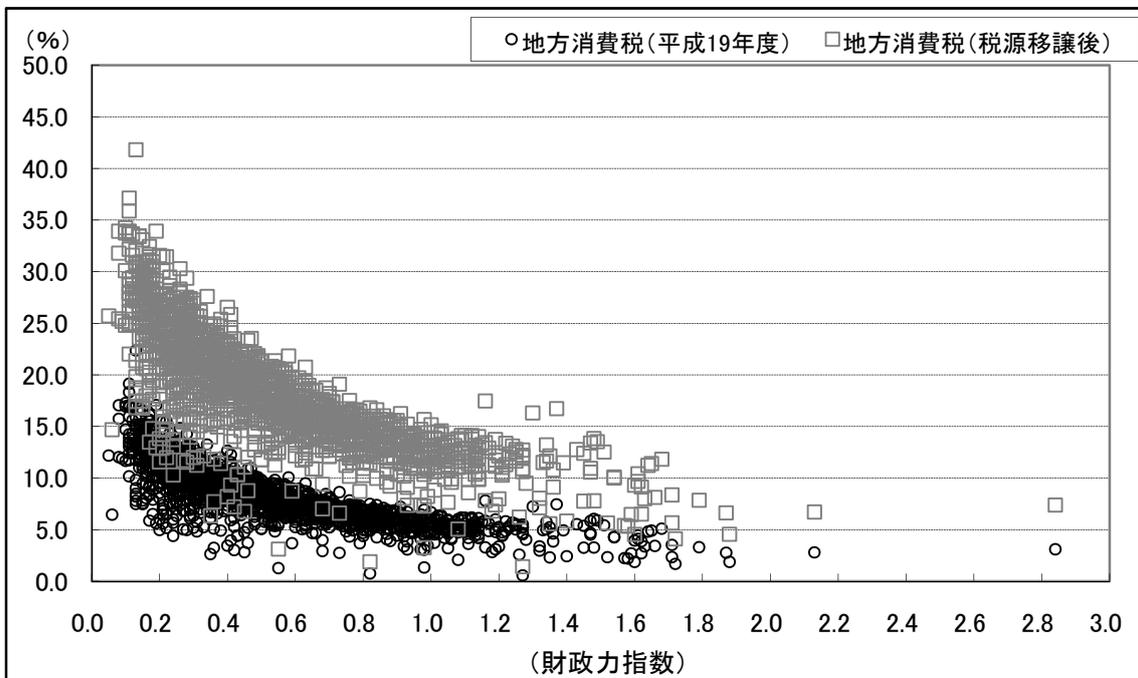


図 2 市町村税収に占める地方消費税の割合と財政力指数の関係



地方消費税は景気変動に左右されない安定的な財源であるため、税源移譲によって税収に占める地方消費税の割合が上昇すれば、財政力の弱い地方自治体において特に税収が安定するものと考えられる。先行研究においては地方税収の安定化という点については論じられていたが、こうした点について詳しく論じられていなかった。

### (3) 自治体間税収・歳入格差の計測

次に、税源移譲による格差是正効果を明らかにするため、ジニ係数を用いて自治体間税収・歳入格差の変化について検証する。まずは都道府県における税収・歳入格差についてである。表7は都道府県税収・歳入のジニ係数を示したものである。この表より税源移譲には税収格差縮小の効果があることを読み取ることができる。一方、歳入格差に大きな変化はなく、格差の縮小は見られない。

表7 都道府県税収と歳入のジニ係数

	現状	税源移譲後
歳入	0.3802	0.3838
都道府県税収	0.5773	0.5677

次に市町村における税収・歳入格差について見ておきたい。表8は市町村税収・歳入のジニ係数を示したものである。この表より都道府県の場合と同様に、税源移譲には税収格差縮小の効果があることを読み取ることができる。一方、都道府県と同様に歳入格差に大きな変化はなく、格差の縮小は見られない。

表8 市町村税収と歳入のジニ係数

	現状	税源移譲後
歳入	0.6583	0.6610
市町村税収	0.7498	0.7457

## 5 歳入中立条件の緩和

### (1) 歳入増シミュレーション

ここまで地方財政全体で歳入中立とするシミュレーションの条件（以下、歳入中立条件）の下で税源移譲のシミュレーションを行ってきた。税源移譲によって税収格差が縮小することが改めて確認されたが、先に表5および表6において確認したように、歳入中立条件の下では、交付団体を中心に歳入が減少してしまう。これは消費税移譲額を地方交付税と国庫補助負担金の削減額が上回るためである。しかしながら、三位一体改革においては税源移譲と引き換えに地方交付税と国庫補助負担金の削減が行われ、多くの地方自治体の財

政運営をさらに困難なものとなったことは周知の通りである。そこで、この歳入中立条件を緩和し、消費税移譲額分だけ地方財政全体で歳入が増加するというシミュレーション（以下、歳入増シミュレーション）を行ってみる。すなわち、税源移譲にともなって地方財政全体で地方交付税と国庫補助負担金を削減しないということである。シミュレーションの算定式は次の通りである。なお、歳入中立の場合と異なるもののみ記す。

シミュレーションにおける歳入 B（都道府県）

＝平成 19 年度歳入＋消費税移譲額－平成 19 年度普通交付税額＋シミュレーションにおける普通交付税額 B

シミュレーションにおける歳入 B（市区町村）

＝平成 19 年度歳入＋消費税移譲額－平成 19 年度普通交付税額＋シミュレーションにおける普通交付税額 B

シミュレーションにおける普通交付税額 B

＝シミュレーションにおける基準財政需要額 B－シミュレーションにおける基準財政収入額

シミュレーションにおける基準財政需要額 B

＝（平成 19 年度基準財政需要額）×（調整係数 B）

## （2）個別地方自治体の税収・歳入および不交付団体数の変化

まず、個別地方自治体の税収・歳入の変化についても示しておきたい。表 9 は都道府県別の税収および歳入の変化について示したものである。歳入増シミュレーションの場合、税源移譲によって全ての都道府県において税収と歳入が増加する。

表 10 において市町村における税収・歳入の変化について、財政力指数段階別の平均値を示した。この表より税源移譲によって市町村税収と歳入の平均値が上昇することを読み取ることができる。歳入中立条件の下でのシミュレーションでは、財政力指数が 0.9 未満の市町村において歳入の平均値が減少したが、歳入増シミュレーションではそうしたことは生じない。

不交付団体数の変化は表 11 のようになる。この表より都道府県においては不交付団体が 1 団体増加し（神奈川県および愛知県）、市区町村においては 29 団体増加することを読み取ることができる。歳入増シミュレーションにおいては税源移譲にともなって地方交付税が削減されないため、歳入中立の場合と比較して不交付団体数の増加は大きくない。

表 9 都道府県別税収・歳入の変化（2）

（単位：億円）

都道府県名	都道府県税			歳入		
	平成 19 年度	税源移譲後	増減	平成 19 年度	税源移譲後	増減
北海道	6,483	7,386	903	25,533	26,716	1,183
青森県	1,554	1,766	212	7,096	7,417	320
岩手県	1,439	1,636	196	6,818	7,141	323
宮城県	2,954	3,310	356	7,799	8,199	400
秋田県	1,141	1,303	162	6,137	6,406	269
山形県	1,273	1,446	172	5,662	5,929	267
福島県	2,640	2,936	296	8,269	8,665	395
茨城県	4,297	4,726	430	10,182	10,672	490
栃木県	3,010	3,312	301	7,513	7,863	350
群馬県	2,779	3,081	302	7,685	8,028	343
埼玉県	8,674	9,559	885	15,457	16,350	893
千葉県	7,840	8,669	829	14,543	15,336	793
東京都	54,973	57,498	2,525	71,436	73,960	2,525
神奈川県	12,812	14,073	1,262	17,777	18,853	1,076
新潟県	2,984	3,342	358	13,350	13,838	488
富山県	1,511	1,677	166	5,150	5,379	230
石川県	1,642	1,820	178	6,017	6,260	243
福井県	1,233	1,356	123	4,643	4,838	195
山梨県	1,246	1,382	136	4,590	4,793	203
長野県	2,825	3,169	344	8,376	8,802	426
岐阜県	2,790	3,098	307	7,667	8,040	373
静岡県	5,982	6,577	595	11,227	11,816	589
愛知県	14,143	15,299	1,156	22,073	23,229	1,156
三重県	2,761	3,017	257	6,726	7,038	312
滋賀県	2,027	2,203	176	4,895	5,135	240
京都府	3,593	3,994	401	8,258	8,686	429
大阪府	13,425	14,826	1,401	27,779	29,074	1,295
兵庫県	7,181	7,959	778	19,957	20,809	852
奈良県	1,472	1,635	163	4,550	4,790	241
和歌山県	1,072	1,206	134	5,053	5,278	225
鳥取県	617	707	90	3,445	3,608	163

島根県	774	881	107	5,251	5,470	219
岡山県	2,552	2,825	273	7,380	7,727	347
広島県	3,928	4,346	419	9,464	9,938	473
山口県	1,950	2,158	208	6,947	7,246	298
徳島県	934	1,047	113	4,904	5,101	197
香川県	1,327	1,487	160	4,373	4,574	201
愛媛県	1,697	1,901	203	5,998	6,283	285
高知県	744	857	114	4,289	4,499	210
福岡県	6,225	6,971	746	14,847	15,608	761
佐賀県	955	1,075	120	4,124	4,320	196
長崎県	1,302	1,510	208	6,710	7,021	310
熊本県	1,922	2,188	266	7,484	7,839	354
大分県	1,333	1,513	180	5,807	6,069	262
宮崎県	1,125	1,286	162	5,459	5,718	259
鹿児島県	1,651	1,891	240	7,990	8,375	385
沖縄県	1,148	1,305	157	5,768	6,034	266

表 10 市町村における財政力指数段階別税収・歳入の変化（平均値）（2）

（単位：億円，団体数）

財政力指数	市町村税		歳入		団体数
	平成 19 年度	税源移譲後	平成 19 年度	税源移譲後	
1.2 以上	167	179	266	276	69
1.1 以上 1.2 未満	228	246	386	403	39
1.0－1.1	477	515	856	891	59
0.9－1.0	375	405	736	765	85
0.8－0.9	229	250	484	503	117
0.7－0.8	187	205	441	458	152
0.6－0.7	128	141	354	365	155
0.5－0.6	63	70	210	214	210
0.4－0.5	38	43	156	158	213
0.3－0.4	22	25	120	120	230
0.2－0.3	10	11	74	75	274
0.2 未満	3	4	37	39	190

表 11 不交付団体数の変化（2）

（単位：団体数）

	平成 19 年度	税源移譲後
都道府県	1	2
市区町村	154	183

（3）自治体間歳入格差の計測

次に、歳入増シミュレーションにおける自治体間歳入格差の変化について検証する。税収については歳入中立の場合と条件が変わらないので省略する。まずは都道府県における歳入格差についてである。表 12 は都道府県歳入のジニ係数を示したものである。この表より現状と比較して歳入格差にほとんど変化はなく、格差の縮小は見られないことを読み取ることができる。

表 12 都道府県歳入のジニ係数

	現状	歳入中立	歳入増
歳入	0.3802	0.3838	0.3798

次に市町村における歳入格差について見ておきたい。表 13 は市町村歳入のジニ係数を示したものである。この表より都道府県の場合と同様に、歳入格差にほとんど変化はなく、格差の縮小は見られないことを読み取ることができる。

表 13 市町村歳入のジニ係数

	現状	歳入中立	歳入増
歳入	0.6583	0.6610	0.6585

## 6 結語

本稿においては消費税の税源移譲が自治体財政に与える影響をシミュレーションによって定量的に明らかにした。得られた知見は次の通りである。

- （1）ジニ係数を用いて明らかにしたように、税源移譲によって地方自治体間の税収格差は縮小する。一方、歳入格差は縮小しない。
- （2）本稿における歳入中立条件下の税源移譲によって、都道府県においては交付団体が歳入減となる。また、市町村においても交付団体の歳入の平均値が減少しており、平均的に歳入が減少することとなる。
- （3）本稿における歳入中立条件下の税源移譲によって、財政力の弱い地方自治体ほど税収に占める地方消費税の割合は上昇する。地方消費税は景気変動に左右されない安

定的な財源であるため、税源移譲によって税収に占める地方消費税の割合が上昇すれば、財政力の弱い地方自治体において特に税収が安定化するものと考えられる。先行研究においてはこうした点について詳しく論じられていなかった。

- (4) 歳入中立条件を緩和し、地方財政全体で歳入が増加することを想定した場合、地方自治体間の税収・歳入格差を増加させず、自治体財政の安定化を図ることができる。

本稿においても先行シミュレーションと同様に、偏在度の低い消費税の税源移譲によって税収の地域偏在度が緩和されることが明らかになった。さらに、財政力の弱い地方自治体ほど税収に占める地方消費税の割合が上昇することが明らかになった。これらの結果から、消費税の税源移譲は地方自治体間の税収格差の是正のみならず、特に財政力の弱い地方自治体の税収の安定化をもたらす政策であると評価することができる。

また、歳入中立条件の下では交付団体を中心に歳入が減少してしまうため、歳入増シミュレーションを行った。三位一体改革においては税源移譲と引き換えに地方交付税と国庫補助負担金の削減が行われ、多くの地方自治体の財政運営をさらに困難なものとなったことは周知の通りである。そこで今後、税源移譲を行う場合には、地方自治体の歳入が減少しないような措置が求められる。

それが国の財政の状況により困難ということであれば、地方自治体の側が地方消費税増税を国に求めていくこともひとつの手段であろう。現在、地方税法において地方消費税の税率は「消費税額の100分の25」と定められているが、本稿における歳入増シミュレーションと同じように地方財政全体で歳入を減少させることなく地方消費税を増加させようという場合には、地方税法において「消費税額の100分の62.5」と法律を改正すればよい。

現在、与野党の一部が財源確保のための消費税増税を打ち出しており、数年以内にこれが行われるような状況になりつつある。この消費税増税の機会に地方自治体の側が、地方財政の安定化と税収・歳入格差是正のために、消費税の税源移譲、あるいは地方消費税の増税、あわせて税源交換<sup>4</sup>を真剣に検討し、実現に向けて国に働きかけていくべきではないだろうか。

#### 参考文献

- ・ 岡本直樹・吉村恵一(2002)『[論・説]地方財政改革シミュレーションー地方主権への道標ー』ぎょうせい。
- ・ 鷲見英司・中村匡克・中澤克佳(2004)「税源移譲のシミュレーション分析ー三位一体改革の東北市町村財政への影響ー」『総合政策論集』vol.4(1),pp.97-124.
- ・ 兼村高文(2004)「税源移譲の検証ー比例税住民税の試算分析とその論拠ー」財団法人地方自治総合研究所編『三位一体改革の虚実ー地方財政計画のあり方を問うー』。
- ・ 木村真・吉田素教・橋本恭之(2004)「三位一体改革のシミュレーション分析」『会計検査研究』No.30,pp.65-79.

<sup>4</sup> 拙稿(2008)では消費税の税源交換について検討を行っている。

- ・ 栗田但馬(2004)「『三位一体改革』と個人住民税拡充論—大阪府内と京都府内の市町村におけるシミュレーション分析—」『立命館経済学』 vol.53(1),pp.129-149.
- ・ 神野直彦(2004)「地方財政改革論」神野直彦編『地方財政改革』ぎょうせい, pp.2-26.
- ・ 内藤啓介・沖あすか(2005)「三位一体の改革の実施により地方財政は変わるか～地方歳入の国際比較と税源移譲シミュレーション～」『みずほ総研論集』2005年1月,pp.1-61.
- ・ 中澤克佳(2007)「税源移譲のシミュレーション分析—住民税フラット化の市町村財政への影響—」『国際税制研究』 No.18,pp.105~115.
- ・ 林宏昭・吉田素教・木村真・小川亮(2004)「関西社研『三位一体改革のシミュレーション分析』の概要」『地方財務』 No.604,pp.165-186.
- ・ 森裕之・平岡和久(2004)「『三位一体の改革』と地方財政—『三位一体の改革』と『段階補正の見直し』に関するシミュレーション分析」『政策科学』 vol.11(3),pp.253-267.
- ・ 吉田素教・木村真(2005)「三位一体改革による財政への影響と効果」『地方財政』 vol.44(12),pp.125-147.
- ・ 拙稿(2008)「税源交換のシミュレーション—自治体財政への影響の分析—」『地方財政』 vol.47(10),pp.204-224.

#### 参考資料

- ・ 総務省(2009)『国税・地方税の税収内訳（平成19年度決算額）』.
- ・ 総務省(2009)『平成19年度市町村別決算状況調』.
- ・ 総務省(2009)『平成19年度都道府県決算状況調』.